

アブドゥラ政権下の政治開放 —成果と限界

中村正志

マレーシアのアブドゥラ・アフマド・バダウィ首相が政権を受け継いでから丸三年が経過した。アブドゥラ首相は、就任後最初の下院演説で「民主主義こそ人々の参加を保障するのに最良の統治形態だと信じる」と述べ、開かれた政治への志向を表明した。その後実際に政府は、マハティール政権期に比べて議員やメディア、NGOからの異議申し立てに寛容になったと評価されている。ただし、政治的、市民的自由が完全に認められるようになったわけではなく、首相ら政権幹部が市民や議員の自由の幅をコントロールしている。本稿では、アブドゥラ政権の開放政策の成果と限界について整理して紹介する。

●連邦議会の活発化

「開放性」(Openness)を標榜するアブドゥラ政権下ですぐに実現した成果には、マスコミ統制の緩和、連邦議会の活性化、投票の透明性向上を目的とする選挙制度改革などがあり、議論の対象になっている案件として、学生の政治・社会活動を厳しく統制する大学・ユニバーシティカレッジ法の改正や司法の独立性向上を狙った裁判官人事制度改革などがある。これらのうち、とくに目立った成果をあげているのが連邦議会の活発化である。議員の活動が活発になっただけでなく、後に見るように、政府・与党から完全に自立したNGOが立法過程の新たなアクターとして影響力をもち始めている。

首相就任後まもなく、アブドゥラは行政のチェック機関としての議会を尊重する方針を示した。与党議員に対して審議への積極的な参加を求め、また、初めて自身が組織した二〇〇四年

総選挙後の内閣に、議会担当首相府相のポストを新設してナズリ・アジズ前企業家開発相を充てた。議会担当の大任職が設けられたのは今回が初めてである。さらに、下院財政監査委員会(PAC)の副委員長に初めて野党議員(民主行動党(DAP)所属のタン・センギョウ議員)を指名するとともに、二人の委員のうち三人を野党から選んだ。うち一人は、人民正義党(PKR)のワン・アジザ・ワン・イスマイル党首である。

首相の姿勢を反映して、与党連合・国民戦線(BN)所属議員の議会活動が目立って活性化した。非閣僚議員が構成するバックベンチャーズ・クラブ(BNBBC)は、シャフリル・サマッド会長のリーダーシップのもと、政策分野別の委員会を形成して関係する省庁の大臣や官僚と政策協議をもった。シャフリル会長は、マハティール時代から鋭い政権批判で知られた人物である。彼は、議員が選挙区への利益誘導のみに腐心するのではなく、政策に関する知識を蓄え、政策策定に貢献すること

を望んでいた(二〇〇五年九月五日、筆者による聞き取り)。

議会では、与党議員が閣僚を鋭く批判して追いつめる場面も見られるようになった。二〇〇四年一〇月、首都近郊の高速道路が橋桁の亀裂で使用不能になった問題などへの対応の不備を理由に、マレーシア華人協会(MCA)所属議員がサミー・ヴェル公共事業相の辞任を要求した。翌二〇〇五年八月には、ラフィダ国際貿易産業相が自動車輸入許可証(AP)の発行に絡んで不正を働いていたのではないかと疑惑が浮上し議会で追求された。この時も与党議員はラフィダを質問攻めにした(AP問題については参考文献②参照)。

こうした傾向についてアブドゥラ首相は、国民戦線が議席の大多数を占めていても議会はラバースタンプになっていないと評価し、次のような見解を示している。「何事かに不満な人々、たとえばNGOが、与党議員に書簡を送ったり議員と会合をもったりしていることを、私は喜んでいる。彼らは少なくとも、与党議員が仕事をしていると認めたわけだ」(New Straits Times, April 26, 2006)。二〇〇六年六月に公共事業相が、中止されたコースウェイ代替橋建設事業(後述)の請負業者への補償をめぐりPACのシャフリル委員長と対立した際には、PACの正当な活動を批判すべきでないとして述べて公共事業相をたしなめた。

過去にはほとんどなかった現象や、前例のない事態も生じている。そのひとつは与野党議員の共闘である。二〇〇四年一二月、高速道路の料金値上げに対して与野党双方の議員が反対意見を表明した。野党の指摘を受けて政府が法案を修正する場面も見られた。二〇〇六年七月の改正法曹法案審議において、DAPのカルパル・シン議員が弁護士会の規律委員会における弁護士会長の役割に関して法案の不備を指摘した。これをうけてナズリ首相府相は、法案を修正して再提出した。カルパル議員はこの対応に驚きつつ、歓迎するコメントを發した。

また二〇〇四年七月には、改正農薬法案審議の際、マレーシ

ア憲政史上初めて上院が下院を通過した法案を差し戻し、下院に修正を要求した。上院が求めたのは小さな修正にすぎないが、あえて法案差し戻しという手続きをとった背景には、下院が活況を呈するなかで上院としても存在感を示したいという心理があったのだろう。

●特別委員会による開かれた立法

議員の活性化によってマレーシア議会は、行政のチェック機能としての機能を高めつつある。それだけでなく、特別委員会(Special Select Committee)の設置によってオープンな立法過程が実現し、この機会を捉えたNGOが新たなアクターとして影響力をもち始めた。すなわち、政策決定過程への参加が拡大しているのである。

マレーシア議会は、モデルとなったイギリス議会と同様に本会議主義の議会であり、実質的な法律作成作業に対する議員の影響力は弱い。マレーシア議会には、日本の国会やアメリカ議会にあるような政策領域ごとの常任委員会が存在せず、下院と上院は必要に応じて特別委員会を設置する(参考文献③、④)。必要性の実質的な判断は、議会の多数派を構成する与党の指導者、すなわち首相が下すことになる。アブドゥラの首相就任以前に設立された特別委員会はわずかに四つであり、もともと最近の例は一九八四年に設置された危険薬物特別予防措置法案審議のための特別委員会であった。

本会議主義の議会のおもな役割は、言論の府としてさまざまな問題を討議することにある。議会での討議を通じて国民に情報が提供され、政府のアカウンタビリティが確保される。一方で、実質的な政策決定は行政府側で行われることが多い。マレーシアの場合、コーポラティズム型の利益調整、政策決定が支配的であり、その過程に政府によって選択的に取り込まれた団体が影響力をもつ。財務省と国際貿易産業省は、それぞれ予算案作成と産業政策策定のため、毎年経済団体や業界団体をあつ

めてフォーラムを開き、各界の意見を聴取している。物価高騰期の価格統制品の価格は、国内商業・消費者問題省の主導のもと、生産業界団体、流通業界団体、消費者団体の協議によって決定される。労働問題は、人的資源相や保健省などの関係省庁と、マレーシア使用者連盟(MEF)やマレーシア労働組合会議(MTUC)に代表される労使の団体が協議する。政府と定期的な政策協議をもつ団体のなかには与党と密接な関係をもつものもある。政府と密着したブミプトラの経済団体のみならず、華人商工会連合会(ACCCEIM)やMTUCも総選挙の際に与党支持を表明している。

こうした状況のなか、二〇〇四年七月に設置された改正刑法案と改正刑事手続法案審議のための下院特別委員会は、新たな政策決定のあたりを生み出した。同委員会は、法改正に関心をもつ団体や個人の見解を聴取するため意見書を募集するとともに、各地で公聴会を開催したのである。この機会を、とくに女性団体が積極的に活用した。シスターズ・イン・イスラーム(SIS)や女性援護協会(WAO)、全女性行動組織(AWAM)、MTUC婦人部ほか、複数の女性団体の連携組織である「女性への暴力に反対する共同行動グループ」(JAG)が、特別委員会に三つの意見書を提出している。JAGに加盟するNGOは総じて独立性が高く、政府に批判的な国内外の人権団体や野党との親交が深い組織もある。下院特別委員会の設置によって、政府・与党と固定的な互惠関係をもたない団体にも立法過程に影響をおよぼす機会が与えられたのである。コーポラティズムが主流の政治システムに多元主義的な回路が追加されたといっても間違いではないだろう。

JAGの要求のひとつはレイプの定義に関するもので、広く関心をあつめた。JAGは、妻との性交渉をレイプの定義から除外した刑法三七五条を改正し、同意のない場合には夫婦間でもレイプと認めるよう求めるなど、女性保護の観点からレイプの定義を広くするよう要求した。JAGの要求に対しシャリー

ア(イスラーム法)と矛盾するとの主張があつたため、二〇〇六年五月に下院特別委員会がまとめた法案では、妻やその他の人に対して暴力による脅しがあつた場合にのみレイプと認めることになった。JAGの要求は完全には受け入れられなかったことになるが、それでも意義ある成果といえよう。JAGは現在、「男女平等のための共同行動グループ」に改名し、男女平等法(Gender Equality Act)の制定を目指している。

女性団体からの要望のほかに、下院特別委員会がまとめた改正刑法案では、公聴会での意見を反映してひつたくりを厳罰化した。一方、改正刑事手続法案には、容疑者の人権擁護の観点からの改正が多く施された。

アブドゥラ政権下では、刑法と刑事手続法改正のための委員会のほかにも二つの下院特別委員会が組織されている。ひとつは、二〇〇四年二月に設立された公正に関する特別委員会である。同委員会のおもな目的は、二〇〇四年四月に政府が発表した国家公正計画(National Integrity Plan)の行動計画を作成することである。国家公正計画はアブドゥラ政権の目玉政策のひとつで、幅広く社会における倫理の向上を目指し、汚職の解消やコーポレート・ガバナンスの向上を目標とする。同委員会では、下院の野党側指導者(Opposition Leader)を務めるDAPのリム・キツシャン議員が委員に入っている。

もうひとつは、同じく二〇〇四年二月に設立された国民統合とナショナル・サービスに関する特別委員会である。同委員会は、隣組制度(Rukun Tetangga)とナショナル・サービス訓練に関する法規について調査することを目的とする。隣組は、異民族間の交流促進と治安向上をおもな目的に一九七五年に導入された制度で、異民族混合で夜間のパトロールを行う。アブドゥラ政権は、長らく活動が停滞していた隣組の復活を目指している。ナショナル・サービス訓練は、青年層の民族融和と人格形成、愛国心の涵養を目的に二〇〇三年に開始され、毎年満一八歳に達する男女のうちランダムに選抜された者が三カ月

にわたり軍事訓練や講義をうけている。

●開かれたメディアと立法過程

開放機運は議会のみならずマスメディアにもおよんでいる。御用新聞と揶揄される『ニュー・ストレイツ・タイムズ』(NST)ですら、マハティール政権期に比べれば政府に批判的な記事や投書が増えた。国境なき記者団(RSF)が年一回発表する報道の自由度ランキングの二〇〇六年版では、マレーシアは一六八カ国中九二位で、東南アジアでは東ティモール(八三位)に次いで自由度が高いと評価された。また、インターネットの普及によって独立性の高いウェブメディアやブログの影響も増している。その結果、立法過程において政府が世論に押されて妥協を強いられる場面もでてきた。

二〇〇五年一月、連邦領を対象とする改正イスラーム家族法案の審議が上院で行われた。この法案は、多妻婚と男性側からの離婚を容易にする女性団体から批判されており、一人の女性議員が政府に法案の撤回を求めた。政府はこれに応じず、国民戦線の院内副総務でもあるナズリ議会議会担当首相相が与党所属女性議員に対して採択を命令した。政府の強硬姿勢の背景には、イスラーム家族法の統一問題があった。イスラームにかかわる事柄は州政府の所管事項であるため、イスラーム家族法にも州によって差異がある。連邦政府は、この連邦領を対象とする法案をモデルに同法の統一を計画しており、連邦領に先んじてすでに法改正を実施した州もあった。

政府の対応は女性団体の批判を浴びた。年明けのNSTのインタビュー(一月一日付)でSISのザイナ・アンワール代表は、同法はイスラーム刑法を起草した人々、すなわち野党の汎マレーシア・イスラーム党(PAS)の指導者と同様の考えに由来するものだと政府を皮肉った。また新聞には、法の施行差し止めを求める投書が相次いで掲載された。その結果アブドゥラ首相は、一月十一日の閣議で法施行の差し止めを決定し、

法改正を念頭において協議を進めるよう関係閣僚に指示した。

●野党の穏健化と思わぬ難敵の登場

アブドゥラ政権が批判を許容する姿勢を示したことで、政策に対する異議申し立ては増えたが、政権の信頼性は高まったといえそう。政府に批判的なNGOや野党の指導者ですら、アブドゥラ政権のオープンな姿勢をある程度評価している。

一方野党は、アブドゥラ政権がもたらした環境変化に適応するため戦略の見直しを迫られた。DAPは、二〇〇六年三月の結党四〇周年大会で党綱領を改正し、党の目的の第一に掲げてきた「民主社会主義(democratic socialism)の確立」を「社会民主主義(social democracy)の確立」に改めた。また、「マレーシア語の国語としての地位を認め支持する」と綱領に明記し、結党以来のスローガン「マレーシア人のマレーシア」(Malaysian Malaysia)にかわり「マレーシアを第一に」(Malaysian First)を新たなスローガンに採用した。綱領改正を主導したリム・ガンエン書記長は、「これらの変化は我々が中道政党であることを示すためのものだ」と述べている。DAPは結党時から民族の別を問わない真の国民政党を標榜しているものの、低所得層のノン・ブミトラの経済的、文化的利益の擁護者というイメージが定着している。今回の路線変更には、こうしたイメージを改めて支持層の拡大につなげる狙いがあるとみられる。

マレー系有力野党のPASも穏健路線を模索している。PASは二〇〇三年一月に「イスラーム国家文書」を発表し、イスラーム国家樹立を目指す方針を改めて打ち出して翌二〇〇四年総選挙に臨んだ。ところが、「進歩的なイスラーム」(Islām Hadhari)を標榜するアブドゥラ指導下の与党に惨敗を喫する。その後PASでは若手の穏健派が台頭し、二〇〇六年六月の党大会では、華人票を取り込むべく次回総選挙でノン・ムスリムを公認候補に擁立する方針を原則合意した。

開放政策下の野党が守勢に立たされた一方で、開かれた政治

環境を利用する難敵が登場した。マハティール前首相である。マハティール前首相を怒らせたのは、国民車メーカー・プロトンによるイタリアのオートバイメーカー株の売却と、シンガポールとの間のコーズウェイ（土手状の埋立地。道路と線路、水道管が敷設されている）に替わる橋梁の建設計画中止であった。どちらも前政権期の判断がアブドゥラ政権下で覆されたかたちになっていた。

二〇〇六年六月七日、前首相はメディアとのインタビューで「背中から刺された」と述べ、アブドゥラを後継者にしたのは失敗だったという考えを公言した。この発言は大々的に報道され、大きな反響を巻き起こした。現職閣僚や与党指導者らはアブドゥラ首相の支持を表明したが、前首相のアブドゥラ批判はエスカレートする。頻繁にメディアや集会に登場し、政策批判のみならず、暗に首相の交代を求めたり、首相の実子カマルディン・アブドゥラや女婿カイリー・ジャマルディン統一マレー人国民組織（UMNO）青年部副部長の経済活動に疑念を呈するといった行為に及んだ。

アブドゥラ首相と閣僚らは、機密文書の公開という思い切った手段も交えて反論しつつも、まさにマハティール時代に見られたような、集会の妨害やメディアの締め付け、名誉毀損訴訟といった強硬策はとっていない。雑誌『タイム』とのインタビューでアブドゥラ首相は、マハティール前首相による批判も自身が促進してきた開放的な政治の一部だとし、これを甘受する態度を見せた（参考文献⑤）。

●開放政策の限界

ここまで見てきたとおり、開かれた政治を志向するアブドゥラ政権の方針はいくつかの政治的变化をもたらした。だが市民やメディアの自由が完全に認められたわけではない。過去三年の出来事を振り返ると、マハティール政権期と同様にアブドゥラ政権下でも、①街頭での示威行動を統制する、②宗教対立、

民族対立を惹起しかねない行為を規制する、という二つの傾向がはっきり見て取れる。とくに二〇〇六年は、引き締め策がとられることが多かった。

二〇〇六年二月二十八日、政府は石油燃料補助金の削減のためガソリンとディーゼル油の価格を引き上げた。これは過去二年で五度目の値上げであり、値上げ幅もガソリン、ディーゼル油ともにリッター当たり三〇セン（一〇円弱）と高かったため野党や労組などのNGOが強く反発した。三月一日にKLCC（ペトロナス・ツインタワーがある一角）で野党に率いられた約八〇〇人が抗議デモを実施すると、警察が放水して強制解散させた。次いで五月二四日に政府が一九九七年以来となる電気料金の値上げを発表すると、同二十八日に再びKLCCで数百人規模のデモが実施される。やはり警察が強制的に解散させ、二人が逮捕され、重傷者も出た。二度とも大手メディアは報道を自粛したが、ブログなどで負傷者の写真が公開され警官による暴行が知れわたった。

警察法と刑法の規定により、街頭デモを行うには警察の許可が必要とされる。二度のデモのあと政府は、無許可デモを容認しないと改めて表明した。その理由は、「デモはしばしばモスクで始まるためノン・ムスリムに恐怖感を与える」（三月二七日ナズリ首相府相発言）、「デモは市の中心で実施されるため経済的損失を招く」（六月二〇日アブドゥラ首相発言）、というものである。ところが七月二二日には、イスラエルのレバノン攻撃に反対する数千人規模のデモが与党連合青年部の主催で実施され、同二八日には、ARF出席のためライス米国務長官が訪問したのにあわせて再び大規模デモが開かれた。首相らの説明は矛盾しており、政府批判のデモは許さず、政府の意向に沿ったデモは認めるという方針は明らかである。

●宗教をめぐる論争と統制

二〇〇六年前半には宗教にかかわる社会問題が相次いだ。宗

教をめぐる論争は社会不安を惹起しかねないとの理由で、アブドゥラはメディアやNGO、政治家の動きを厳しく統制した。

まず二〇〇五年末から一月にかけて、連邦憲法二二一条A項の是非がにわか政治問題化した。この項では、高裁などの一般裁判所はシャリーア裁判所の司法権に属す事柄について司法権をもたないと規定されている。これが問題化したきっかけは、登山家として名の知られたインド系退役軍人の死であった。彼の死後、クアラルンプールのイスラーム行政当局が、彼はムスリムだとして遺体を引き取ると主張した。彼の妻は夫の改宗を知らず遺体の引き渡しを拒んだが、シャリーア法廷は彼をムスリムと認定して病院に遺体を引き渡すよう命じた。そこで妻は、夫をヒンドゥー教徒と認める裁定を高裁に求めた。すると高裁は、シャリーア裁判所の判断を審査する権限をもたないとの理由で訴えを棄却した。

この出来事は、イスラーム教以外の宗教を信仰する国民と宗教団体を強く刺激した。仏教とキリスト教、ヒンドゥー教、シーク教の教団の連携組織(MCCBCHS)は、政府に対し、憲法改正を実施して他宗教からの改宗者については高裁に司法権を付与するよう求めた。世論の盛り上がりを受けて、一月九日にノン・ムスリム閣僚九人が、憲法二二一条A項の修正や、片親のみの判断による子の改宗を認める法律の改正などを求める要望書を首相に提出した。ところがその翌日、アブドゥラ首相は憲法改正の必要はないと声明し、こうしたやり方は民族間関係の安定を損ねるとして要望書を提出した閣僚を叱責した。明くる日ノン・ムスリム閣僚側は要望書を取り下げた。

次いで二月には、デンマークの新聞がムハンマドの風刺画を掲載した問題がマレーシアにも飛び火した。政府は風刺画を転載した英語紙『サラワク・トリビューン』と華語紙『光明日報』の夕刊を発行停止処分とし、他紙にも風刺画掲載を禁じた。ムハンマド風刺画問題を皮肉った漫画を掲載したNSTも国内治安省から事情説明を求められたが、こちらは一面の全面を使っ

た謝罪記事を掲載した結果、処分を免れた。

五月と七月には、弁護士会やMCCBCHS、人権団体、女性団体など一三のNGOの連携組織である「アーティクル・イレブン」主催の討論会が物議を醸した。討論会に反対するイスラーム団体の連携組織「宗教間対話委員会」に反対する会(AIFCB)が抗議デモを仕掛けて会場を取り囲み、安全確保のために警察が出動する事態となったのである。

信教の自由を保障した連邦憲法二二一条に由来する名をもつアーティクル・イレブンは、二〇〇四年のある高裁判決をきっかけに結成された。その判決は、疎遠になった夫によって知らぬ間に二人の子をイスラーム教に改宗させられていたヒンドゥー教徒の母親に対するもので、改宗の無効の認定を求めた彼女の訴えは棄却された。高裁判断の根拠は憲法二二一条A項であった。この判決を機に、宗教や性別による差別のない社会の実現を目指すNGOの連携体としてアーティクル・イレブンが組織された(参考文献①)。

一方、AIFCBは、宗教間対話委員会(IFC)設立を求める動きに対抗してイスラーム諸団体が結成した組織である。二〇〇五年二月、弁護士会がIFC設立のための法案を協議する会議を開催した。IFCは、異宗教間交流の拡大と摩擦の回避を目的とする政府諮問機関として構想されたが、有力団体のマレーシア・イスラーム青年団(ABIM)を含むイスラーム諸団体は、IFCがイスラーム法制・行政機関の権限を弱めると見てこの構想に反対している(参考文献②)。

アブドゥラ首相ら政府首脳は、五月の騒動の際にはAIFCBの行動を非難し、アーティクル・イレブンの活動を擁護するコメントを出した。討論会は屋内で行われており、アーティクル・イレブンの活動は合法、AIFCBの無許可デモは非合法である。ところが七月に同様の騒動が生じると、首相らは討論会が宗教対立を惹起していると思われ、アーティクル・イレブンに対して活動の自粛を強く求めた。

●「上からの民主化」かスタイルの問題か？

このように、NGOの活動規制やメディア統制は続いている。だが総じて、アブドゥラ政権下ではマハティール政権期に比べ政治、社会活動の自由度が高まり、機会が広がったといえる。マレーシアは、かつて開発独裁と呼ばれていたいくつかの国と同じ「上からの民主化」の道を歩んでいるのだろうか。

マレーシアのメディアや政治家、学者らは、アブドゥラ首相の政策をマハティール前首相との「スタイルの相違」によるものと見なすことが多い。マハティール前首相が自身のアイディアの迅速な実現を優先し、しばしば強引な手法をとったのに対し、アブドゥラ首相は合意と手続きを重んじる。筆者もまた、ここまでの開放政策については、社会、経済、国際関係などの構造変化を受けて抜本的な政治制度改革に向かう「上からの民主化」と捉えるより、二人の首相の個人的な志向の相違を反映したものとみるのが適切であろうと考える。

そもそもマレーシアは、マハティール政権期においても典型的な開発独裁の国のようなハードな権威主義体制をとっておらず、議会制民主主義の制度がかなりの程度機能していた。アブドゥラ政権がここまで行ってきたことの多くは制度改革ではなく既存の制度の活性化であり、首相の裁量権の範囲内で実行可能な事柄であった。一方で、一九七〇年代から八〇年代にかけて強化された政治・社会統制のための法制度は温存されている。植民地期から続く国内治安法や扇動法はもとより、マハティール政権期に導入され批判の対象となった印刷機・出版物法や公職機密法も廃止されていない。また現政権は、行政の優位を脅かす改革には手を着けない。与党議員は発言の自由を与えられしたが、採決では常に党議拘束下にある。行政決定に関する司法審査を可能にするための法改正提案は一蹴された。アブドゥラ首相は統制の手綱を緩めはしたが、手放してはいないのである。このことは、アブドゥラ首相が考えを変えれば、あるいは首

相の交代を機に、現在の開放機運が消え去る可能性があることを意味する。いみじくも二〇〇六年九月一九日の下院答弁でナズリ首相府相は、アブドゥラ首相が政府をコントロールできていないとの批判に答えて次のように発言している。「前政権には独裁的なところがあり、人々には自由がなかった。(中略)もしかつてのやり方に戻りたいなら議会でそう提案したまえ。その通りにしよう」(New Straits Times, September 20, 2006)。

だが一方で、この三年間にいわゆる市民社会組織が新たな政治アクターとして影響力をもち始めた点にも注意を払うべきだろう。開かれた政治はアブドゥラ首相個人のリーダーシップのみによって実現したわけではない。世論形成と政策決定への参加機会を積極的に活用するNGOや個人が存在するからこそ実現したといえる。アブドゥラ政権が現在の方針を継続するならば、政治参加の拡大、深化が今後も続くと考えられる。

(なかむら まさし/アジア経済研究所地域研究センター)

《参考文献》

- ①アーティクル・イレブンのウェブサイト (<http://www.article11.org/01AboutUs.htm>)。
- ②中村正志・梅崎創「二〇〇五年のマレーシア—構造改革への長い道程」『アジア動向年報二〇〇六』アジア経済研究所、二〇〇六年。
- ③Ahmad bin Abdullah, *The Malaysian Parliament (Practice & Procedure)*, Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka, 1969.
- ④Musolf, Lloyd D. and J. Frederick Springer, *Malaysia's Parliamentary System: Representative Politics and Policymaking in Divided Society*, Boulder: Westview Press, 1979.
- ⑤“TIMEAsia Magazine: Interview: Abdullah Ahmad Badawi” (http://www.time.com/time/asia/covers/501061106abdullah_intv.html) .
- ⑥Yeoh Seng Guan, “Managing Sensitivities: Religious Pluralism, Civil Society and Inter-faith Relations in Malaysia,” *The Round Table*, Vol. 94, No. 382, 2005, pp. 629-640.